

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年6月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900006号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900033号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成2年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成25年4月1日から同年5月1日まで
② 平成28年9月6日から同年9月16日まで

A社に平成25年4月1日から平成28年9月15日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成25年5月1日、喪失年月日が平成28年9月6日となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者がA社において同じ勤務形態であった同僚として名前を挙げた4名、請求者から提出された同社が発行したとされる平成25年4月分(支給年月2013/5)の給与明細書の写しに記載された店舗の責任者1名、請求期間①において、同社で厚生年金保険の被保険者記録があり上記店舗の所在地であるB県に住所歴がある28名、及び請求者と同様、平成25年5月1日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を取得した3名の計36名に照会したところ、5名から回答及び陳述を得ることができ、そのうち3名が請求者を記憶しているが、いずれの者も、請求者の在籍期間については記憶が明確ではないとしている。

また、A社から提出された人事記録によると、請求者の同社への入社年月日はオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得年月日と同じ平成25年5月1日である上、雇用保険の加入記録、C健康保険組合から提出された健康保険資格喪失証明書及びD年金事務所から提出された厚生年金保険被保険者資格取得届で確認できる請求者の被保険者資格取得年月日も、全てオンライン記録と一致している。

さらに、E市から提出されたB県国民健康保険加入期間証明書によると、請求者は請求期間①において国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、A社の事業主は、請求者は、請求期間①において同社に勤務しておらず、厚生年金保険料も控除されていない旨回答しており、同社は請求者に支給した全ての給与に係るものとして、平成25年5月分（支給年月2013/6）から平成28年9月分（支給年月2016/10）までの給与明細書を提出しているが、請求期間①に係るものはない上、当該給与明細書の平成25年分の給与・賞与の課税金額及び社会保険料額の合計は、同社から提出された平成25年分給与所得の源泉徴収票及びE市から提出された平成25年分の所得及び課税額（回答）の該当項目の金額と一致しているほか、請求者が給与の振込先であったとする金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表において、平成25年5月分以降の給与振込は確認できるものの、請求期間①に係る振込は確認できないことから、請求者は、請求期間①において、同社から給与の支給を受けておらず、厚生年金保険料も控除されていなかったと考えられる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、請求者がA社において同じ勤務形態であった同僚として名前を挙げた4名、請求者から提出された同社が発行したとされる平成28年9月分（支給年月2016/10）の給与明細書の写しに記載された店舗の責任者1名、及び請求期間②において、同社で厚生年金保険の被保険者記録があり上記店舗の所在地であるB県に住所歴がある者26名（請求期間①において被保険者記録があり、B県に住所歴がある13名を含む。）の計31名に照会したところ、4名から回答及び陳述を得ることができ、そのうち2名が請求者を記憶しているが、いずれの者も、請求者の在籍期間については記憶が明確ではないとしている。

また、A社から提出された人事記録及び退職届によると、請求者の同社における退職年月日は平成28年9月5日と記載されており、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日と符合している上、雇用保険の加入記録の離職年月日もオンライン記録と符合している。

さらに、A社の事業主は、請求者は請求期間②には勤務していなかった旨回答している上、同社から提出された平成28年9月分（支給年月2016/10）の給与明細書には請求者の同月における在籍日数は5日間であった旨記載されており、オンライン記録で確認できる請求者の同月における厚生年金保険被保険者期間と符合している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

なお、請求者から、請求期間①にA社に勤務し厚生年金保険料を控除されていたことを示す資料として同社が発行したとされる平成25年4月分（支給年月2013/5）の給与明細書の写しが、また、請求期間②に同社に勤務していたことを示す資料として同社が発行したとされる平成28年9月分（支給年月2016/10）の給与明細書の写しが提出されているが、同社は、当該明細書は同社で発行したものではない旨回答していることから、当該明細書をもって請求者が請求期間①に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたこと及び請求期間②に勤務していたことを判断することはできない。